

船舶事故調査報告書

平成28年9月29日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成28年5月18日 16時00分ごろ
発生場所	北海道函館市臼尻港北方沖 臼尻港北防波堤灯台から真方位003° 1.6海里付近 (概位 北緯41° 57.8′ 東経140° 56.7′)
事故の概要	漁船第二十八白鷗丸は、定置網の修繕作業中、甲板員が負傷した。
事故調査の経過	平成28年5月23日、調査を担当する主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第二十八白鷗丸、19トン HK2-22924（漁船登録番号）、久二野村水産株式会社
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定 甲板員A
負傷者	軽傷 1人（甲板員A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 1、視界 良好 海象：波高 約0.3m
事故の経過	<p>本船は、船長及び甲板員Aほか3人が乗り組み、臼尻港北方沖に設置された定置網のワイヤ交換作業を行っていた。</p> <p>甲板員Aは、右舷中央部で右舷方を向き、定置網に掛けたくの字状の鉤に結んだロープを右舷側に設置されたキャプスタンで巻いていたところ、僚船の航走波を受けて本船が動揺し、緊張したロープの張力で鉤の屈曲部が伸び、定置網から外れて跳び跳ねた鉤が頭部に当たった。</p> <p>本船は、作業を中止して臼尻港に戻り、甲板員Aは、救急車で病院へ搬送され、頭部裂傷と診断された。</p> <p>甲板員Aは、保護帽を着用していなかった。</p>
分析	本船は、臼尻港北方沖で定置網の修繕作業中、甲板員Aが、定置網に掛けた鉤に結んだロープをキャプスタンで巻いていたところ、船体が僚船の航走波を受けて動揺した際に同鉤が定置網から外れたことから、同鉤が跳び跳ねて甲板員Aの頭部に当たり、負傷したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、臼尻港北方沖で定置網の修繕作業中、甲板員Aが定置網に掛けた鉤に結んだロープをキャプスタンで巻いていたところ、船体が僚船の航走波を受けて動揺した際に同鉤が定置網から外れたため、同鉤が跳び跳ねて甲板員Aの頭部に当たったことにより発生

	したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 定置網の修繕作業を行う際は、保護帽を着用することが望ましい。